

平成24年度 八尾市障害児保育協議会会議録

日時 平成24年7月26日(木)

15:30~17:15

場所 市役所本館602会議室

出席者 委員 堀委員(会長)

前田委員(副会長)

安藤委員

磯沢委員

白石委員(代理:河盛障がい福祉課長補佐)

松田委員

辻委員

山下委員

當座委員

道本委員

岡部委員

事務局(幹事) 木下こども未来部参事

足立保育課保育所入所係長

事務局より、開会にあたっての挨拶

公開傍聴人の報告。傍聴人なし。

こども未来部長挨拶

本協議会は昭和55年に設置され、以降、入所児童の多様な障がいに対応するため、専門知識の習得、保護者対応など保育実践において生じる課題等の解決に重要な役割を担っていただき、また、障がい児の発達支援や保護者の不安解消など、児童福祉の推進に寄与いただいている。障がい児保育については、八尾市児童福祉審議会の中間答申を受けて、全国に先駆けてスタートし、本協議会において37年間、障がい児保育の取り組みについて、様々な経過の中で行っていた。現在、八尾市の保育所(園)については、公立7園、民間園が25園の計32園となっており、各保育所(園)では、毎年障がい児保育の数が増えており、10年前までは80名程度で推移していたが、平成22年度では132名とかなり増加している。また、認定するうえでも色々な課題があるが、その対応

についても様々な協力をいただいている。本市においては、現在、子育てを社会全体でみていこうという流れの中で、色々な施策を講じているところであります、これまで蓄積してきた多くの保育所（園）における障がい児保育の成果を生かしていきながら、関係機関との連携をしていく中で、子育て支援の充実・発展に一層の力を入れていきたいと考えています。

事務局より各委員、事務局担当者の紹介及び協議会規則第7条により委員の過半数が出席されており、協議会の開催が成立していることを確認。

（こども未来部長退席）

会長挨拶

協議会は今年で37年目にあたり、その実績は非常に大切なものです。また、今、いじめの問題や子どもの問題など噴出しているが、今まで隠れていたといつていいのではないか。

例えば、奈良の田原本町では、21歳の母が1歳の女子をネグレクトしてたたいて意識不明になっていたり、桜井市では、昨日のTVで教育委員会がいじめの弁明をしていた。

このように子どもたちが幸せに暮らせていないという世の中になっているのは、世の中全体がどこか病んでいるということが反映しているのではないか。

障がいのある子どもに焦点をあてて、この協議会では、これまでの実績を検討し、今後の方向を議論してきたが、障がいのある子どものことから子どもをめぐる問題がみえてくるということも言える。そういう点を考えると、この協議会の役割は、本当に重要であるので、各委員にはしっかりと報告をしてもらい、また、率直な議論をしてもらいたい。

進行を会長へ譲渡

関係機関からの平成23年度実績及び課題等報告

○辻委員より乳幼児健診とその後のフォロー状況についての報告（資料P4～）

各乳幼児健診の受診率、フォロー率、フォロー内訳、把握率等を示している。フォローの内訳は、まず、4か月児健診で主に身体面でのフォローにより経過観察検診を受診してもらう場合が大半を占めているが、そのほとんどは1回の受診で終了している。その他のフォロー理由としては、育児不安や育児環境面で気になるケースがあげられる。この場合は、担当地域の保健士が中心となり、ケースに応じた訪問・電話・乳児相談での面接、遊びの場の紹介、また、そこへ同伴する等の対応を行っている。

1歳6か月児健診でのフォロー内訳では、心理・育児面でのフォローが多くなっている。この時期の心理・発達面でのフォローでは、子ども自身によるものか、保護者の経験不足等により将来キャッチアップしていくものの見極めが困難な場合が多く、電話や訪問に

よる再確認やフォロー教室・発達相談等を案内している。反面、まだ、フォロー教室や発達相談の必要性を理解していただけない保護者も多く、このような場合には、後日、電話で様子を伺うなど、無理強いせず、関係が途切れないように心がけて対応している。

フォローの結果、療育等が必要な場合、「1歳6か月児健康診査フォロー教室（ぴょんぴょん教室）後の処遇の状況」にあるように、発達相談継続や、保育課みらいの親子教室、いちょう学園の外来保育、保育課のわくわく教室などを紹介している。

3歳6か月児健診のフォローの内訳では、この時期になると保育所（園）や幼稚園に入園又は既に療育につながっている児が多く、健診での要フォロー児も減少していくが、これまでの継続フォロー児が健診後も発達相談につながるケースが多くみられる。

「発達相談一経過観察検診（心理）一の結果内訳（延べ数）」について、総受診数は延べ501人で、結果は発達相談継続が167人と多くなっている。これは、当課が1歳6か月児健診より発達相談により定期的に発達状況を確認しながら必要時、他機関へ紹介をすることが多いためと考えている。その他では、発達相談を経て、わくわく教室やみらい、いちょうの教室等を紹介している。

母子保健事業実績については、各乳幼児健診の受診率等を示しており、毎年受診率については徐々にではあるが上昇している。また、フォロー率については、あまり変化がない状況である。

質疑については、全報告終了後、行うこととする。

○道本委員より児童家庭相談の状況及び親子教室の参加状況、子どもの発達に関する相談から障がい児保育の申込み経路についての報告（資料P7～）

児童家庭相談の状況について、平成23年度の児童家庭相談から障がい児保育につながったのは11ケース、障がい児保育対象児（在園児）の相談が11ケース。ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度はケースにより異なっている。保育所（園）在園児のなかで、障がい児保育ではないが発達相談として来所したケースが21ケースであった。

児童家庭相談の状況としては、保護者の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に支援・援助を行い、必要があれば保育所へも訪問等して担任と連携をはかり、支援を進めている。また、就学前になれば、教育サポートセンターを紹介し、スムーズに就学援助・支援につなげていけるよう援助している。

また、児童家庭相談全般では、最近の相談傾向としては、多問題家族（家庭内でのトラブルが絶えない家族）がかなりの部分を占めている。親が精神科通院しているケースが毎年増加し、7～8割を占めている。また、生活保護世帯、ひとり親家庭といった家庭状況も多い。

幼稚園・小学校・中学校の相談としては、発達障がい・学習障がい・ADHD・広汎性発達障害といった傾向をもつ子どもの相談が多い。特に3歳半健診ではチェックされなかっ

たが、集団の中に入つてから他児との違いが目立ち、相談に来るケースが多い。

また、虐待のケースについては、従来比較的軽度から中度のものや予防的な関わりが中心だったが、平成19年度に要保護児童対策地域協議会事務局となってからは、虐待対応ケースが急増している。問題意識のない保護者も多く、家庭訪問・関係機関との連携・調整業務が増えてきている。また、保育所（園）在園児の子どもについての、要保護児童の相談件数については、平成23年度で16件あった。

P8の平成23年度の親子教室参加者の平成24年4月の進路状況について、横軸には、平成23年度の最終参加教室を、縦軸に平成24年4月の進路として掲載している。

親子教室参加者と他の施設との交流事業では、例年、公立保育所交流、しようと園こぐま組との交流会を開催している。保育所では、保育の様子を見るだけではなく、保育体験もしている。また、保護者の質問にも答えてもらい、今後の進路決定の参考にしてもらっている。

保育所（園）の障がい児保育、子どもの発達に関する相談について、保育所入所の申請の時期にあわせて障がい児保育の申込みに対して発達相談を行っている。昨年度については、11月9日から18日（土曜除く）の9日間実施した。P9の表については、それぞれ子どもの所属を縦軸に、入所児の年齢を横軸にして掲載している。合計で57件の相談を実施した。

○松田委員より平成22年度いちょう学園における療育等の状況についての報告（P10～）

本年4月1日からいちょう学園は、医療型児童発達支援センターに名称変更しているが、23年度の実績報告のため、いちょう学園として資料作成している。

契約児の療育について、契約状況は平成24年3月31日現在で、5歳児が4名、4歳児が5名、3歳児が3名、2歳児が7名、1歳児が13名、0歳児が2名の合計34名となっている。

療育内容について、それぞれの専門職による訓練、保育、子どもの健康管理、保護者に対する療育指導や相談等を実施している。また、外部の講師による指導として、臨床心理士による発達相談、言語聴覚士による摂食指導、歯科衛生士による歯科衛生指導を行った。

医師による診察については、内科・小児科が月1回、整形外科が月4回、小児神経科が週3回、精神科が月1回、歯科が年2回、耳鼻科・眼科がそれぞれ年1回の診察又は検診を行った。

卒退園児等の進路状況について、平成23年度の卒退園児は10名で、進路先については、府立藤井寺支援学校が4名、府立生野聴覚支援学校が1名、公立幼稚園が1名、公立保育所が2名、八尾しようと園のデイサービス「こぐま組」が1名、在宅が1名となっている。

外来児の療育について、対象となる子どもは、入園を前提とした児童、本園の卒退園児で継続した療育、経過観察を必要とする児童、保健所や保健センター等から紹介のあった

児童となっている。

訓練外来の状況については、平成23年度は82名で、実施回数は延べで1,338回。内訳については資料参照。

保育外来の利用者については、75名で延べ人数で852人、実施回数は696回であった。紹介機関としては、保健センター、八尾保健所、みらい、その他の医療機関となっている。昨年度と比較すると、利用者数でおよそ30%、延べ人数で207人の増加となっている。実施回数についても昨年と比較して253回の増加となっている。

関係機関への職員の派遣及び相談業務について、昨年度に引き続き、八尾保健所が実施する総合療育相談、未熟児教室、保健センターが実施する経過観察クリニック等に対して、理学療法士、作業療法士、保育士等を派遣して連携をはかっている。公立保育所、幼稚園への訪問指導、障がい者・高齢者世帯などへの住宅改造事業、補装具の交付判定に関わる相談も受けた。

保育所との連携及び交流について、いちょう学園の通園児に対する進路の指導、外来訓練、生活面での助言、相談を行っている。保育所との交流について、平成23年度では、安中保育所と弓削保育所の2箇所と交流を行った。

今後の課題として、本園を卒退園した児童に対する訓練など進路先との連携、保健所や保健センターから紹介されてくる児童に対する受け入れ態勢の充実、また、児童発達支援センターとして業務が新しく位置づけられ、保育所等への訪問支援、障害児相談支援業務など、地域支援の実施に向けた体制の整備があげられる。

なお、資料（P12）に平成23年度の外来保育の状況等を載せている。

○河盛障がい福祉課長補佐（白石委員代理）より八尾しょうとく園の状況についての報告 (P13~)

八尾しょうとく園もこの4月から児童福祉法の改正により福祉型児童発達支援センターという名称に変わっている。今回の報告では、知的障害児通園施設として報告。

知的障害児通園施設の4月末日のクラス編成は、2～3歳児の「すみれ組」が12名、3歳児「さくら組」が12名、4歳児「ふじ組」が13名、5歳児「きく組」が15名となっていて、4月の在籍人数として合計52人となっている。その後、転出等があり、少し人数が変化している。

児童デイサービス（こぐま組）は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、その中で発達に遅れがある子どもを通園させて療育指導等を行う。こぐま組では主に2歳児を対象として、利用期間は1年間としている。昨年の在籍者数で行くと4月・5月は少し定員に空きがある状況であったが、最終3月時点で利用者の実人数としては22人であった。

今年の4月からは、継続した利用ができないため、新たな子どもが通っている。

昨年の7月から八尾市では、発達障害児支援センター事業を開始しており、23年度の

実績としては1名の利用であったが、徐々に周知されてきており、24年4月からは21名が利用している。この発達障害児支援センターは、社会福祉法人「ポポロの会（風の里）」が、名称を「ステラ」として行っている。

○前田委員より私立保育園障がい児保育の実施状況についての報告（P14～）

保育園では、ケースが多様化する障がい児に対して、一人ひとりの発達に寄り添った保育に努めてきた。それとともに、近年増えてきたいわゆる「気になる子ども」の入園で配慮がいる園児の対応に追われる中で、保育園がそれらの子ども達の健全な成長・発達にとって機能的な環境となる必要があると思っている。ただ、それに伴う保育士の知識・実務能力の低下が問われ、今後も保育士の資質向上に取り組むことが必要とされている。

近年「気になる子ども（ボーダー・グレー）」が増えてきて、障がい児加配で入所している園児よりも、その子ども達に振り回されている状況の中で、保育士も色々勉強しているが、資質的な部分で振り回されて1年間終わってしまったということもあった。今後も保育園としては、そういうことも含め保育士の資質向上に努めながら園児の成長・発達に取り組みたい。

障がい児巡回指導を実施し、2年に1回交代しながら年1回専門の先生に保育園に来てもらって、指導をいただいている。

また、障がい児研修では、大阪社会福祉協議会で行われているゼミに1年間通じて年10回保育士1名が参加し、先生の指導を伺いながら、ひとりの子どもを取り上げてグループワークで討議し、その子の振り返りを保育に生かせるようにした。

障がい児保育の実践として、一人ひとりのニーズにあった個別のカリキュラムを組みながら集団の中での保育に取り入れるようにしている。巡回指導の後は、指導していただいた内容を新たにカリキュラムに取り入れ、保育の充実をはかった。

また、保育園では長時間保育を行っているので、担任だけでなく保育士全員が障がい児への理解を深めるためにケース会議等を行った。保育の中で気になる子どもに対して、配慮を園の中で話し合いをしており、支障がある場合は保護者の了承を得て、みらい等の関連機関へつなげていけたケースもあれば、保護者の了承を得ることが難しく、つなげることができなかつたケースもある。

障がい児で就学前の児童に対しては、教育サポートセンターとの関わりを進めて小学校への入学にスムーズにいくよう配慮することができた。

他機関との連携として、保育課に障がい児で入園したケースとは別に気になる子どもの相談等もしている。教育サポートセンターは、就学前に向けた加配の園児との関わりと、教育サポートセンターから園の見学にきていただいた。

在宅家庭の支援では、一時保育・保育園体験・サークル活動・園庭開放・子育て相談などをを行いながら、悩んでいる母親などに対して専門機関を勧めるなどの配慮をしている。

問題点及び課題として、小学校に提出する児童要録について書面上で、それぞれの個性を

書いているが、障がい加配で預かった子どもは、個別の配慮についてもっと学校との関係を充実させていきたい。気になる子どもについて、保育園と保護者との連携の下で、今後も教育サポートセンターとの連携ができ、小学校へのスムーズな入学を進めたいと考えている。

一時保育では、障がい児ではないか・落ち着きがない・座れないなど、色々母親の思いもある中で、集団に入れたいということがあり、実際、在園児の保育だけでも大変な部分はあるが、そういう在宅の母親の気持ちも受け止めながら保育の受け入れ体制を充実させていき入園につなげるようにしたい。

専門機関との連携をとり、保育の充実につなげたことを事例Ⅰあげた。一昨年3歳児で障がい児保育で預かった子どもで、保護者納得のうえで障がい児保育として保育園に入所していたが、自分の子はそうではないかも、みんなと一緒にという思いも強く1年半保育を続けてきた。23年度巡回指導に来ていただいた際に、保護者を交えて保護者の思いも聴いていただき、医療機関で検査をしたほうがいいのではないかとのアドバイスを受け、その後医療機関へ予約し、発達検査も受診し、専門的なアドバイスをいただいた。現在5歳であるので、今後は母親とも話をしながら教育サポートセンターへつなげていきたい。

○岡部委員より公立保育所障がい児保育の実施状況についての報告（P17～）

障がい児の巡回指導は、講師に保育所に来てもらい、保護者の希望があれば保護者面談もしていただき、保護者の方がどこかの相談機関へ行くほうがいいかどうかのアドバイスもいただいている。また、直接、保育士もアドバイスを受けることで受け止め方や保育の仕方が前進したりすることも多々ある。

特別支援保育ゼミを実施しており、構成メンバーは資料記載のとおり。年間4回の全体会と、巡回指導にもメンバーが参加し、巡回指導の方法を学習している。メンバーで施設見学も行い、23年度は東大阪市にある「自閉症児支援センターRAL」を見学させてもらった。今年度は八尾市でも「ステラ」が開設されたので、そこへも見学に行く予定。その他各保育所で保育している子どもたちの実践の交流や保育の悩みの話し合いとかを行っている。運動会や生活発表会などの保育所行事で、障がい児をどのように参加させていくかななど、各保育所の実践をシートに記入したものを持ち寄り検討しあったり、DVDを使って学習をしたり、現場で使用している視覚支援の行動が良くわかるように示したものや手作りのおもちゃなどを持ちあい、見せ合って各保育所で保育を進められるようにしている。

障がい児保育研修にも取り組んでおり、資料の①②については、保育課主催で行った研修で、ともに学べるよう私立保育所（園）にも案内した。②の研修では、教育サポートセンターの会場で行ったこともあり、幼稚園にも参加の案内を行った。最近では、幼稚園や保育所、小学校で連携した学習会も行っており、今後も引き続き連携していきたい。また、毎年いちょう学園の職員に専門的な視点から障がい児加配の保育士や所長、看護士、所長補佐に向けての研修会を行ってもらっている。障がい児の加配には1年間のアルバイトの

保育士がつくことが多く、その保育士に向けても保育課職員がなるべく早い時期に子どもたちへの接し方について考えてもらうよう研修を行っている。その他、大阪府などで行われる研修についても随時参加している。

障がい児保育の実践については、内容によっては数ヶ月に1回の作成になることもあるが、個別の支援計画書（資料 P19）に記入し、毎月のカリキュラム会議の際に職員の中で情報共有し、同じ思いで保育できるように検討会をしている。そこでは、障がい児を含めたクラス集団作りが大事であると研修してきたこともあり、リーダーと加配保育士がどのように連携していくべきかという方向で考えている。また、毎日家庭との連絡帳を作っており、家庭から書いてくること、保育所であったことなど家庭との連絡を密にとるよう気をつけている。

他機関との連携・交流は、みらいのこばと学級や、いちょう学園の子どもたちと保育所で交流を行っている。保健センターでも、保育所の職員や子育て支援センターの職員が参加し、一緒に勉強していく中で、地域の子どもたちに関わったり、在園の子どもたちの連絡調整を行ったりしている。

在宅子育て家庭への支援では、保育所でも地域交流を行っているので、その中で気になる親子にアプローチをしたり、地域子育て支援センターが保育所に併設されているので、地域子育て支援センターに来た子が、保育所につながったり、他の機関へつながったりということがあり、ひとつの窓口になっている。

保育現場における問題点・課題として、クラスの中で子どもたちの個性もいろいろあり、一人ひとり求めているニーズがあり、それぞれに特別な個別の支援が必要だと認識をして、どのようにクラス運営をしていくかというのがこれからの課題であり、また、保育の内容や質を高めていくことが必要と考えている。

○當座委員より障がい児の保育所（園）の入所状況についての報告（P20～）

平成24年度の障がい児の保育所入所状況としては、平成24年4月1日現在で、新規の公立・私立あわせて申込者が55人、入所数が公立10人、私立35人の計45人であった。その他の施設入所等ということで、申し込み55人のうち10人が八尾市立医療型児童発達センターいちょうなどの保育所以外の施設へ入所している。

年度別入所数では、平成23年度新規申込み53人に比べ、平成24年度は55人で2人ほど増えている。あわせて入所数も42人から45人、継続も77人から78人であり、それに伴い総入所数が、119人から123人となった。3歳以上の入所児童数については、平成23年度は2,682人で平成24年度は2,797人であり、入所児童数の増加に伴い、障がい児入所児童数も増加している。

年齢別入所数については、公立の3歳児が10人、4歳が10人、5歳が9人で合計29人、私立は、3歳児が27人、4歳児が31人、5歳児が36人の合計94人で、公立・私立の合計では、3歳児が37人、4歳児が41人、5歳児が45人の合計123人とな

っており、入所者との割合で見ると、おおよそ4.4%であった。

症状例の内訳では、知的障がい（発達遅滞を含む）が61人で、一番多く、次いで広汎性発達障害等（自閉的傾向を含む）が31人で、この2つの症状例をあわせると92人で全体の約75%を占めている。続いて多いのが、言語障がい（配慮児童）で12人、あと、ダウントン症が5人、聴覚障がいが4人、肢体不自由が3人、水頭症が2名、その他5人で計123名となっていて、依然として知的障がい児（発達遅滞を含む）が多い状況となっている。

○山下委員より教育サポートセンターにおける相談の状況についての報告（P21～）

教育サポートセンターは、八尾市教育委員会設置の教育相談機関として、前身の教育相談所時代から不登校・いじめなど、様々な教育相談や公立学校園への就園相談・就学相談を行っている。

ここ数年の状況として、相談数は増加している。特に教育相談において、発達の要素などからくる子どもの困り感等の要因があげられる。

平成23年度の就園就学相談では、169件の相談があり、そのうち、公立幼稚園の就園相談が23件、小学校への就学107件、中学校への就学が39件であった。平成19年の特別支援教育が始まって以降、平成20年度以降の推移をみると、とりわけ中学校への就学相談件数がかつてから比べると多くなっている。特別支援教育が広まる中で、早期の段階から子どもの状況や進路を考えながら相談に来る結果と考えられる。

また、先だって中教審の特別支援教育の在り方に関する特別委員会から報告が出されているが、その中で今後のインクルージョンを含めた就学前の相談のあり方について出されていた。本市での就園就学相談、とりわけ就園も含めて行っている事例は報告以前から行っているものもあり、手厚いものであると考えている。

就園就学相談の流れは、6月から（今年度は現時点で100人の申込）で、申込後、生育歴など様々な個別の相談を始めていき、保護者にも説明していきながら、発達検査をしながら、アセスメントしていく。一方で希望される学校や幼稚園に支援の様子などを聞いてもらう。

また、サポートセンターからは、行動観察として、集団場面での子どもの様子を観察しに行っている。公立の幼稚園に限らず、私立の保育園、幼稚園などにも訪問し、個別の発達面だけではわからない集団面での特性や先生の話を聞きながら行動観察を行っている。

希望する保護者には、子育て講座として、様々なアドバイスを含めた講座・講演会を設けている。また、遊びを通しての子育て学習会は、親子でサポートセンターに来てもらい、設定保育のような条件の中で、子どもたちの集団場面のアセスメントをしながら行っている。こうしたものを通しながら子どもの状況、保護者の希望を聞き取りながら就園就学先を決めて学校園へ報告するという流れになっている。就園就学後の様子については、現場の先生からの聞き取りやサポートセンターからの巡回相談等で確認している。

今後の課題としては、学校園現場で子どもたちに十分対応できているか、中教審にもある合理的配慮なども含めた支援体制の充実。また、相談として受けているが関係機関や他部局、現場などから円滑につないでいけるようあり方の検討などがあげられる。

○質疑・応答

堀会長：

P4 の乳幼児健康診査の実施状況について、1歳6か月の時点では、なかなかわかつてもらえない保護者が多いが、3歳6か月になると大体保護者が理解していただけるということだったが、1歳6か月の時点では、なかなかわかつてもらえない保護者への対応はどうなっているのか。

辻委員：

1歳6か月の時点以降、何回かアプローチを重ねていく。また、子どもの年齢もあがっていくことで本当に発達に何か問題がある場合、段々と明らかになっていくこともある。そのため、半年くらいのスパンで、すごく拒否されている方には電話により、例えば「言葉の発達はどうですか」、「コミュニケーションはどうですか」など聞いていく。その中である程度問題があると思ったときは、保護者には「〇〇が心配なところ」など伝え、「相談に来ることができないか」ということも繰り返し言っている。その時点で、保護者が「やっぱり心配だから」ということになれば発達相談に来ていただき、その結果で、教室や保育につなげていっている。また、それでも拒否される方もいるので、その場合は同じことを繰り返している。

そのほか、グレーの方については、2年前に保育課でつくった「わくわく教室」（グレーの子どものための教室）などに入りながら、その中でキャッチアップされている方も結構いる。

道本委員：

みらいでも保健センターから教室へつないでいただき、半年若しくは1年くらいかけた中で、子どもをフォローしていくというのが基本的な形となる。ただ、例えば保健センターからのフォローだけではなく、みらいでも児童家庭相談の中で、市民の方からの言語発達相談も隨時受けている。例えば2歳や3歳で教室などへつながっていない方であっても、保護者が心配になり相談にこられる場合、2歳後半や3歳の教室や、障がい児保育へつなげたり、就園就学であれば教育サポートセンターへつなげていくなど、保健センターの相談だけではなく、相談のもうひとつの受け皿として隨時行っている。

磯沢委員：

特別な配慮が必要な子どもは、児童保育要録をペーパー以外に面談の中で手渡せるということは、どこの保育所でも思っていることと思うが。

前田副会長：

保護者の方に「教育サポートセンターがありますよ。一度相談してみますか。」など聞いてみると、小学校にあがることには不安を持っている人が多い。

保護者には、保育園みたいには守られない、社会が広がるという中で、先生についてもらえるのかどうかという不安もあり、保護者がそちら側に寄り添っていっていただける方にはすごくスムーズに話が進む。

一方で、納得して加配で入所していても、皆と一緒にいる思いが強い保護者もいる。例えば広汎性発達障害（自閉的傾向）とか、診断を受けたら出てくる場合には、実際に保育の中でカリキュラムを組んで進め、保護者に「〇〇はすごくできるが、学校に行ったら〇〇は難しいかもしれない」などの説明し、何とか理解してもらい教育サポートセンターにつなげ、学校にスムーズにつなげたい。

また、学校によっては「来年障がいの子が来ますか。」などの電話が入ってくることもあるが、個人情報の問題がある中で、答えていいのかといった問題もある。

児童要録の様式では子どもの特性（「〇〇ができる。できない。」）などしか書けないし、ここをもっと伝えたいというときに保育園から学校に電話はできない。

また、要録の提出が3月のため先生が見る時間が限られているので、教育サポートセンターが間に入りながら小学校ともう少し連携ができればいいと思う。

保育園としては大事な部分は小学校に伝えたいが、保育園が「この子はこうです」と決め付けたくはないし、また、先入観で先生を見てほしくもない。でも、例えば、こだわりがここはすごく強くて何回言ってもそこだけはゆずれない子に対しては、先生たちもそこに気づいてあげてほしいし、伝えたい。

加配の子どもだけではなく、気になる子どもが増えてきている現状で、その中には背景には家庭環境の場合もあり、そこが解決すればすむ問題もあると思う。しかし、家庭環境でない部分で気になる子どもの保護者に対して保育園では信頼関係が築けないと踏み込めない部分であり、なかなかサポートセンターへつなげられない現状がある。

学校に行ってから座れない、走り回っている、机の上に乗るなどの子どもが出てくるのではないかというのが、保育園で子どもをみながら思う部分である。

また、保育園なので幼稚園と違って色々なところから來るので児童要録は大事だとは思うが、全体的につながりがもつとうまくいけばいいと思っている。

磯沢委員：

八尾だけの問題ではなく、保育要録を送るというのが義務付けられたが、障がいの有無に

関わらずうまく活用されていない。

保育所では一生懸命書いて送っているので、全ての子どもがうまく小学校の義務教育に移行できたらいいし、特にその中でも気になる子どもたちに対しては、もう少し配慮ができるようなことができたらいいと思っている。

前田副会長：

長い子で6年短い子でも1年保育園で関わった経過を児童要録として作成するので、送つたら終わりではなく、つながっていけたらいいと思っている。

保育園としては伝えたい部分、わかってもらいたい部分と、それだけではないという部分が文面の書き方もそれぞれの保育園で違い、また、読み手側の先生もそれぞれ違うので、どこまで伝わっているかを含めつながっていけたらいいと思っている。

當座委員：

児童要録については保育所だけではなく、私立の幼稚園からも課題があると聞いている。

一方で小学校でも児童要録を見ている中で、どのようにアプローチをしたら一番子どもにとっていいのか、非常に悩ましいところがあると思われる。

双方の施設ごとでそれぞれストレスを感じながら取扱いをしており、もう少し双方の距離が縮まるのが一番いいと思われる。

先ほどの報告でもあったが、数年前より八尾市では積極的に小学校と幼稚園、保育所、公立・私立の枠にとらわれず、勉強会などを実施している。そこからもう少し深めていき、情報交換をもっと自由にできる環境作りは行政としてできるだけできるように取り組んでいきたい。また、そういったことができた先にはこの件についてもスムーズな形で情報交換ができるようになると思っている。

磯沢委員：

児童福祉法が改正され、障がい児の通園施設が児童発達支援センターにかわり、保育所等訪問事業が新たに創設されたが、どのようにかわるのか。また、現在、八尾市としてどのような構想をもっているのか。

當座委員：

保育所等訪問事業については、児童発達支援センターとなった2箇所（いちょう・しようとく）で今後計画的な部分を考えていくことになってくる。

今すぐに答えを出すのは難しい状況ではあるが、従来より保育所でも障がい児の巡回指導を行っている中で、保育課と児童発達支援センターがそれぞれ並行して行っていくのは効率的に悪いため、今後どのような形で行えば、より障がい児の保育のフォローアップにつ

ながるか、一体的に八尾市としていい形を作りたいと考えている。

松田委員：

保育所等訪問支援については、児童発達支援センターは3年以内に実施するというみなしへ規定（猶予期間）があり、いちょう学園としては、今計画中の段階だが、秋を目処に事業の認可申請を大阪府へ行い、事業を進めていきたいと考えている。

ただし、認可前であっても当面（平成24年度から）は、保育所の巡回指導へいちょう学園の職員が参加し、十分に意思の疎通ができる体制をつくるということで保育課とも話を進めているが、保護者の障がいの受任の問題があり、「うちの子は障がい児ではない。」と言われると進めることができない。

あくまでも保育所等訪問支援とは、相手が「してください。」といわないと、こちらも動けない制度となっているので、反対に「してください。」という声をかけてもらいやすい体制を少しづつ作っていこうと考えている。そのため当面は、いちょう学園を途中退園し、幼稚園や保育所に行っている子どもの保護者はいちょう学園のやり方や療育のやり方を十分理解されていて、また、定期的にまた訓練や一時的な相談に来るため、まず、そういう保護者に「何か困ったことはないか。」と声かけをさせていただくような形で進めていきたいと考えている。

新しい事業となるので、やってみないとわからない部分も沢山あるが、連携して今年度中には少しでも動かしていきたいという認識を持っている。

巖沢委員：

利用料についてはどうなっているのか。

松田委員：

通常の利用料として、単純な計算上では1日1,000円程度かかる見込みとなっている。

ただし、正式な契約をしたときの利用料であり、契約しなくても同じような業務はできるはずであり、契約し利用料が必要なら利用しないということになれば進まなくなるため、まず、「こういったことを相談してください。」といったような垣根を取り除く作業が必要だと考えている。

安藤委員：

障がい児保育相談（巡回指導）を行っている中で、今まで3保育所、4保育園をまわり、総勢43人をみてきたが、その内訳は、あまり障がいがあるとは考えられず、平均的な発達をするのではないかという子どもが10人、言語発達の遅れが10人、ダウン症が5人、

脳性まひが3人、その他8人、広汎性発達障害ではないかという子どもが7人であった。

特に気がついたのは、あらかじめ他のところで広汎性発達障害であるという診断を受けてきた子どもたちのうち、明らかに広汎性発達障害なのは1人だけだった。

その他6人に共通していえるのは言語発達の遅れであり、一番低い年齢で3歳10ヶ月からだった。そのため、言語発達が遅れているということがその子の行動をみえにくくさせたのではないか。というのが新しい驚きであった。

私たちが広汎性発達障害かどうかみるのは、広汎性発達障害をもっているために生きにくさがある子どもたちで、ある種のADHDの子どもは大きくなるとその中の何人かは反抗的な、挑戦的な言動をする子がでてくる。それは人を威嚇するだけなのであまり実害はないが、ともすれば、行為障害ということになって平気で人を傷つけるような子になっていく。

そういう風に段々反社会性が強くなっていくのを「行為障害マーチ」という。これは、アレルギーが段々喘息という風にひろがっていくことを「アレルギーマーチ」といい、それと同じように、どんどん進んでいくという意味で使われている。この場合、早くからみていく必要があり、早く診断をしたりすることがある。

今回、幸いそういう子どもは少なかったが、繰り返しになるが、保育所に広汎性発達障害であるといわれてきた子どもの中で特に目立つのは言語発達の遅れであり、言語発達遅滞の子どもは広汎性発達障害と見間違えやすいが本当は広汎性発達障害ではないのではないか。ということが多かったので報告させてもらった。

堀会長：

それは、子どもが育つ環境が原因となっているのか。

安藤委員：

それもあるかもしれないが、そこまで調べる余裕がない。また、保育所がそこまで環境を把握することも難しいと思う。母親が外国籍の人もいたが、この子の場合も多動ではあるがADHDではなく言語発達の遅れであった。

また、診断にも色々なやり方があると思うが、岡田俊氏の広汎性発達障害の診断や、奈良のこころの診療所の姜先生のADHDの本が保育所では使いやすいと思う。

医者によって診断が違ったりするので診断するというのはやはり難しいことと思うが、医者はそういうているが違うのではないかという時は、保育士のほうがよほど行動をみていくので保育士と一緒にみたことのほうが正しいのではないかと思う。

堀会長：

保育実践の問題が色々報告されたなかで、例えば公立保育所の報告でクラス運営のあり方やクラス集団作りがあり、また、保育の質を高めるために研修もされているとの報告があ

り、また、以前当協議会で作成した「八尾市の25年のあゆみ」とみていると、障がい児保育から学んだこととして冊子の10ページでも8項目ではあるが、非常に中身のある成果が書かれていた。

問題は、そういう八尾市で行ってきた実践が、若い保育者にどういう風に引き継がれていて、また、実践を見直していくことができているのかということと思う。

もうひとつの問題として、障がいのある子どもを小さいときから丁寧にフォローしたり相談にのったり、あるいは障がいの診断、そして保育ということをやっていくと、「共に生きる」という姿勢が弱くなる可能性もある。

今は、そういう専門的な診断や保育、指導というものと、同時に社会の中の一員として小さいときから生きていくというインクルージョンの両方が大事である。

そういうことを考えると、例えば、先ほどの教育サポートセンターの報告のなかで、就園就学相談も中学校になると増加しているとのことであったが、これが本当にいい傾向なのかどうかかなり疑問がある。つまり、色々行動的に友達と仲良くとか協調して一緒にやりにくい子どもたちが目立つというのは、それだけが原因ではないと思うが、例えば、田舎でも都市生活に近い形で生きているなかで、自然との触れ合いや友達とのケンカも含めてぶつかりあいということが非常に難しくなってきている。そのため、もまれにくくなり、そして色々と刺激が強いこともあり対人関係がなかなか難しくなっていることもある。そういう子どもたちが学校に入って丁寧な見方をするため特別支援教育体制で、一般的のクラスと一緒にやっていくというのがなかなか難しくなってきた。

そうすると、やはり特別支援学級の方がいいという感じになり、色々と個別・行政を含め相談にものり、小学校までは地域の学校に行っているが、高校はイジメがあるとか受験があるとか親御さんが心配している。また、そういう相談も結構多い。

その結果、特別支援教育になって専門的なその子のニーズに応じたケア、あるいは教育ということが進むと同時に分離別学が進み、そのため特別支援学校や特別支援学級も増えている。

いい悪いではなく、やはり今問題になっているのは、医療も考慮したうえでの社会モデルが必要で、そういう子どもが地域の中で大人になってもどう生きていくのかということになる。

そうすると、障がいがあるからいちょう学園で専門的な指導を受けて親も納得してやることも大事だが、一般の保育所などで一般の子どもたちの中でもまれていくことも同時に大事であり、いちょう学園で育った子どもが保育所とか幼稚園に就学前に一回そういう経験をしてから就学を迎えるということも大事ではないか。

今日の報告を伺っていると乳幼児から健診がされ、子どもを丁寧にみて少し気になるところがあれば親も含めて相談にのりながらその子なりの対応をしていて、そして専門機関も整備してきた。また、保育所でも民間も公立もそういう保育の取り組みがされてきて、保育所と小学校の連携も行われてきている。そのように体制が整ってきて、本当に地域で

生きていくという子どもたちや親御さんも地域の中で安心して育てられていき、大人になってどのように生きていくのか、また、生きていくのかということも考える必要があると思う。

それには行政や私たちが保育や教育でやるという以外の要因がもっと大きいので、概には言えないが、例えば、障がい児（者）本人が市民の一人として堂々と八尾市の中で生きていくような体制を作るためにも、中学校・小学校・保育所、そして親の相談体制と遡って、そういう姿勢でできているのか。地域で共に生きるという視点が弱いのではないか。また、保育実践では、担任と加配がどう連携をし、集団保育をどのようにしていくかとか、先ほど保育要録の使い方とか学校の実践とか現場によって差が大きいとの問題もあったが小学校にどのようにつなげるか、といった課題がある。しかし、大きな流れとしては、障がいがあろうと受け止めて保育・教育の実践で取り組んでいくという、保育・教育の問題であり、そういうところが見直されずに制度が整っていき、保育・教育の実践が型どおりになってしまふということになれば困る。

そういうことを考えると37年のこの協議会が果たしてきたことは大きく、40年を迎えるにあたって八尾市がやってきた障がい児保育・教育、障がい者施策を八尾市全体でもう一度検討してほしい。そうすると、障がいのある子どもを一人ずつ大切にしていくことが、一般の子どもたちも大切にすることとなり、色々イジメの問題や保護者の不安解消とかともつながっていくのではないか。単に障がい児だけのことをやるというではなく、40周年をひとつの目途にもう一度八尾市の報告された実績を尊重しながら新しい展開を考え、見直してみるというがあつてもいいのではないか。

安藤委員：

日本の教育制度は整いすぎていて、末端に行けば行くほど身動きが取れなくなっている状況がある。

例えばインクルーシブ教育で言えば、1999年にサラマンカ宣言があり、日本もインクルーシブ教育ということにサインをしたが、その条文の中に「いかなる障がいをもつ子どもでも通常の学級で教育されることが望ましい」と書いてあるにも関わらず、日本では「いかなる障がいのある子どもも通常の学級（特別支援学校を含む）」となり、括弧書きが追加された。これは国の障がい児対策の障がい児教育として国会議員が決めたことで、文部科学省を中心とする教育界の共通の認識であるとすれば、一学校の一教員が言えることではない。仮に一学校の一校長がその条文を消して、もし何かあったときに教育長が「八尾市は、そういう方向に従わずにいかなる条令があろうとも通常学級で教育することを市の方針とする。」と言えるかどうか。言えないならばせめて保育所など、そういう縛りのないところで共生（共に生活するところ）を大切にしたいと思う。

堀会長：

括弧書きの追加は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（特総研）の専門家が行つた。サラマンカ宣言は、本当は、子ども中心の学校ということを理念ではあるがしっかりと謳っている。学校の教育を変えていくということを前提に、障がいのある子も一緒にやつていこうとではあるが、制度を中々変えられないなかでは、一緒に入れたらほったらかしになるということも言われてきた。

ただし、障害児権利条約の審議が進んでいて、障害者基本法が去年の8月改正され第16条で教育関係は、「共に」ということ明記した。そういう点ではかなり進んだと思うし、また、中央教育審議会（中教審）の特別支援教育の在り方に関する特別委員会（特特委員会）ですら障がいの程度によって学校を振り分けるということではなく、共に学ぶということは非常に重要でありインクルーシブ教育は賛成であるといった。

今、国会で学校教育法施行令第5条が障がいの種類のよって行く先をわけることになってるのは障害者基本法と矛盾するということで、それを変えるか変えないか、議論になっている。直近で入った情報では、中教審に特特委員会が報告した文書では、基本的には今までと変わっていない。どういうことかといえば、保護者や本人の意見を最大限尊重するけれども最後は教育委員会が決める。また、第三者委員会を設置して話し合うという意見も出されている。まだどうなるか判らないが、現在はそういう状況となっている。

山下委員：

八尾市の就園就学相談のスタンスは、共に学び育つということを大切にしている。幼稚園入園や小学校1年生のスタート時点で、子どもの困り感（発達・成育歴や習慣など）があれば、そこに対して不安を取り除きながら、また、われわれへの相談も子どもの現状がどうというアセスメントをもとに、入園・入学後、集団の中で共に育つ力を信じて対応している。

儀沢委員：

今まで報告を聞きながら思ったことは、障がい児保育は、制度がない中で現場の保育士が子どもを目の前にしながら保育にとりくんできて、制度が後からついてきたという状況の中で条件整備がされてきて現在があると思う。

しかし、学生の実習訪問で色々な施設にも行かせてもらったが、福祉の現場は過酷で、決して恵まれてはおらず、また良くなってしまっていい。そういう状況の中で多様なニーズを受け入れて、本当にやらなければならないことが増えていくにも関わらず、それに反比例して条件がどんどん下がっている。

全ての子どもたちの最善の利益を図るというのは、そこで働く人たちが子どものためにいい保育がかえせるように、もっと社会全体が福祉に温かい目を向けてもらうような世の中

になつていかなければいけないと思う。

先ほどの報告で、保育士の知識・実務能力、質の低下と言われたが、保育士（者）を養成している学校としては、一番応えた内容だった。どのような保育者を育てて、現場に送り込めばいいのか、常に少しでも子どもたちのことを考えられる保育士を育てていこうと思っているので、先生方も即戦力にはならないと思うが、1～2年くらいは仕事をしながら育ち・育てるというような気持ちでお願いしたいと思う。

会長より閉会の挨拶

本当に厳しい状況で反比例と言う言葉も出ていたが、そういう状況の中で子どものために何ができるかということを私たちは自覚し、できるところから取り組み、そして八尾市からも取り組んでもらいたい。